

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの最小化とこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の役員および従業員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(緊急事態の範囲)

第3条 本規程において「リスク」とは、会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「緊急事態」とは、リスクが具現化した事象などを指すものとする。

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款および会社の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(リスク発生時の対応)

第5条 役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるにあたっては、決裁者に対し当該業務において予見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(緊急事態発生時の対応方針と手順)

第6条 役職員は、事故などが発生した場合には、これに伴い生じるこの法人の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 役職員は、事故など発生後速やかに、決裁者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、決裁者の指示に従う。
- 3 役職員は、事故などに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

(事故など処理後の報告)

第7条 役職員は、事故などの処理が完了した場合には、処理の経過および結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第8条 役職員は、口頭または文書により取引先・顧客などからクレーム・異議などを受けた場合には、

それらが重大なリスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに決裁者に報告し、指示を受ける。

2 決裁者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係部と協議のうえ、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、対外文書の作成については、つねにリスク管理を意識し決裁者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づくこの法人のリスク管理に関する計画・システム・措置など、ならびにこれらを立案・実施する過程において、知り得たこの法人およびその他の関係者に関する秘密については、法人内外を問わず漏えいしてはならない。

(緊急事態への対応)

第11条 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合（以下「緊急事態」という。）は、会長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の通報)

第12条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに会長へ通報しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。

(2024年6月14日理事会決議)